

平成28年生駒市議会（第2回）定例会議案

平成28年3月7日

生 駒 市

平成28年生駒市議会（第2回）定例会議案目録

議案番号	議案名	頁
議案第4号	平成28年度生駒市一般会計予算	別冊
議案第5号	平成28年度生駒市公共施設整備基金特別会計予算	別冊
議案第6号	平成28年度生駒市介護保険特別会計予算	別冊
議案第7号	平成28年度生駒市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第8号	平成28年度生駒市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第9号	平成28年度生駒市下水道事業特別会計予算	別冊
議案第10号	平成28年度生駒市自動車駐車場事業特別会計予算	別冊
議案第11号	平成28年度生駒市水道事業会計予算	別冊
議案第12号	平成28年度生駒市病院事業会計予算	別冊
議案第13号	平成27年度生駒市一般会計補正予算（第5回）	1～20
議案第14号	平成27年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第3回）	21～24
議案第15号	平成27年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第2回）	25～26
議案第16号	生駒市行政不服審査法施行条例の制定について	27～30
議案第17号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	31～37
議案第18号	生駒市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について	38～39
議案第19号	地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	40～42

議案第 20 号	生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	43～44
議案第 21 号	生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	45～48
議案第 22 号	生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49～58
議案第 23 号	生駒市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	59～62
議案第 24 号	生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	63
議案第 25 号	生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	64～65
議案第 26 号	生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	66～88
議案第 27 号	生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	89
議案第 28 号	生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	90
議案第 29 号	生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	91
議案第 30 号	生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	92～93
議案第 31 号	RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例の制定について	94～95
議案第 32 号	金鷄の杜倭苑条例の一部を改正する条例の制定について	96～97
議案第 33 号	生駒市心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	98～99
議案第 34 号	生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について	100
議案第 35 号	生駒市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について	101～102
議案第 36 号	生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	103

議案第 37 号	生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	104～130
議案第 38 号	生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について	131～133
議案第 39 号	生駒市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について	134
議案第 40 号	生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	135
議案第 41 号	生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	136～147
議案第 42 号	財産の取得について	148
議案第 43 号	市道路線の認定について	149
議案第 44 号	市道路線の廃止について	150
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	151

議案第 13 号

平成 27 年度生駒市一般会計補正予算（第 5 回）

平成 27 年度生駒市の一般会計の補正予算（第 5 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 2 7, 9 8 7 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 8, 7 2 8, 7 4 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表地方債補正」による。

平成 28 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		5,058,090	525,621	5,583,711
	2 国庫補助金	915,571	525,621	1,441,192
15 県支出金		2,401,652	13,890	2,415,542
	1 県負担金	1,510,054	13,890	1,523,944
19 繰越金		1,715,291	150,276	1,865,567
	1 繰越金	1,715,291	150,276	1,865,567
21 市債		2,007,700	238,200	2,245,900
	1 市債	2,007,700	238,200	2,245,900
歳 入 合 計		37,800,756	927,987	38,728,743

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		5,621,762	73,660	5,695,422
	1 総務管理費	4,502,338	52,069	4,554,407
	3 戸籍住民基本台帳費	281,318	21,591	302,909
3 民生費		13,974,639	352,413	14,327,052
	1 社会福祉費	5,471,808	277,540	5,749,348
	5 国民健康保険費	843,997	74,873	918,870
5 産業経済費		386,014	64,262	450,276
	1 農業費	171,629	1,088	172,717
	2 商工費	214,385	63,174	277,559
6 土木費		3,688,722	18,520	3,707,242
	2 道路橋梁及び河川費	1,250,131	18,520	1,268,651
7 消防費		1,554,164	9,390	1,563,554
	1 消防費	1,554,164	9,390	1,563,554
8 教育費		5,029,520	409,742	5,439,262
	1 教育総務費	668,407	141,934	810,341
	2 小学校費	891,454	261,778	1,153,232
	5 社会教育費	1,081,799	6,030	1,087,829
歳 出 合 計		37,800,756	927,987	38,728,743

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

1 追加

[単位 千円]

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	情報システム整備事業	38,528
		シティプロモーション事業	17,613
		市民活動事務	1,204
		市民公益活動支援事業	1,200
	戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度導入事業	41,000
民生費	社会福祉費	年金生活者等支援臨時福祉給付金事業	277,540
産業経済費	商工費	商工業振興事業	62,518
		生駒市自転車利用ネットワーク事業	929
土木費	道路橋梁及び河川費	地籍調査事業	18,520
		橋梁予防保全事業	12,764
		橋梁耐震化事業	25,000
		道路新設改良事業	36,871
		河川水路改修事業	1,420
教育費	小学校費	学校施設老朽化対策先導事業	261,778
	社会教育費	国際音楽祭事業	6,030
	保健体育費	北部スポーツタウン事業	50,000

2 変更

[単位 千円]

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
土木費	道路橋梁及び河川費	生活道路安全対策事業	7,900	生活道路安全対策事業	12,400
教育費	教育総務費	高山スーパー スクールゾーン 整備事業	4,723	高山スーパー スクールゾーン 整備事業	146,657

第 3 表 地 方 債 補 正

追加

[単位 千円]

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生駒北小中一貫校整備事業	70,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
桜ヶ丘小学校整備事業	167,700	”	”	”

歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(款) 14 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明	
				区分	金額		
1 総務費国庫補助金	63,027	128,962	191,989	1 総務管理費補助金	102,652	地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金 14,137 88,515 地方創生加速化交付金	
				3 戸籍住民基本台帳費補助金	26,310		社会保障・税番号制度導入事業補助金
				1 社会福祉費補助金	277,540		臨時福祉給付金事業補助金
6 教育費国庫補助金	186,851	119,119	305,970	1 小学校費補助金	83,867	桜ヶ丘小学校老朽化対策事業補助金	
計	915,571	525,621	1,441,192	5 教育総務費補助金	35,252	生駒北小中一貫校整備事業補助金	

(款) 15 県支出金

(項) 1 県負担金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
3 土木費県負担金	0	13,890	13,890	1 地籍調査費負担金	13,890	
計	1,510,054	13,890	1,523,944			

(款) 19 繰越金

(項) 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
1 繰越金	1,715,291	150,276	1,865,567	繰越金		150,276	前年度繰越金
計	1,715,291	150,276	1,865,567				

[単位 千円]

(款) 21 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説	明
				区	分		
7 教育債	20,100	238,200	258,300	教育総務債		70,500	生駒北小中一貫校整備事業債
				5 小学校債		167,700	桜ヶ丘小学校老朽改修事業債
計	2,007,700	238,200	2,245,900				

[単位 千円]

歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				財 源		一 般 財 源			
				特 定 財 源	財 源 其 他				
国県支出金	地方債	その他							
1 一般管理費	1,912,978	31,941	1,944,919	14,137 (国補) 14,137		17,804	11 需用費	12,641	消耗品費
							13 委託料	3,512	情報システム構築等委託料
							18 備品購入費	15,788	情報用備品
4 広報広聴費	42,339	17,613	59,952	17,613 (国補) 17,613			1 報酬	28	プロポーザル審査委員会委員
							9 旅費	38	費用弁償
							11 需用費	1,324	消耗品費 印刷製本費
							13 委託料	16,223	生駒市PR映像映画館上映委託料 シネマプロモーション事業委託料
5 財産管理費	2,093,297	161	2,093,458			161	25 積立金	161	職員退職給与基金
8 市民活動費	135,850	2,354	138,204	2,354 (国補) 2,354			11 需用費	1,191	印刷製本費
							12 役務費	117	手数料
							13 委託料	1,046	市民活動支援事業委託料
計	4,502,338	52,069	4,554,407	34,104		17,965			

[単位 千円]

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					国県支出金	地方債			
1 戸籍住民基本台帳費	281,119	21,591	302,710	20,159 (国補) 20,159		1,432	2 給料	422	給与条例改正等による
							3 職員手当等	868	給与条例改正等による
							4 共済費	142	職員共済組合負担金
							19 負担金補助及び交付金	20,159	通知カード・個人番号カード市町村負担金
計	281,318	21,591	302,909	20,159		1,432			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

[単位: 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特 定 財 源	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					国県支出金	地方債			
1 社会福祉総務費	436,198	277,540	713,738	277,540 (国補) 277,540			3 職員手当等	1,620	給与条例改正等による
							7 賃金	4,416	臨時雇賃金
							9 旅費	10	普通旅費
							11 需用費	1,005	消耗品費 印刷製本費
							12 役員費	4,360	通信運搬費 手数料
							13 委託料	5,029	臨時福祉給付金システム作成委託料

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額			
										補正額	
										国 県 支 出 金	借 料
							14 使用料及び賃借料	情報機器等賃借料			
							19 負担金補助及び交付金	臨時福祉給付金			
計	5,471,808	277,540	5,749,348	277,540							

(款) 3 民生費

(項) 5 国民健康保険費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額			
										補正額	
										国 県 支 出 金	借 料
1 国民健康保険費	843,997	74,873	918,870			74,873	28 繰出金	国民健康保険特別会計繰出金			
計	843,997	74,873	918,870			74,873					

(款) 5 産業経済費

(項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 地 方 債	財 源 の 他	一般財源	区 分	金 額			
										補正額	
										国 県 支 出 金	借 料
1 農業委員会費	41,783	216	41,999			216	2 給料	給与条列改正等による			
							3 職員手当等	給与条列改正等による			
							4 共済費	職員共済組合負担金			
2 農業総務費	65,948	872	66,820			872	2 給料	給与条列改正等による			
							3 職員手当等	給与条列改正等による			
							4 共済費	職員共済組合負担金			
計	108,731	1,166	109,897			1,166					

計	171,629	1,088	172,717				1,088			[単位 千円]	
	(款) 5 産業経済費										
	(項) 2 商工費										
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			訳	区分	金額	説明	
				特	地方債	その他	一般財源				
				国県支出金							
1 商工総務費	59,602	656	60,258				656	2 給料	164	給与条例改正等による	
								3 職員手当等	424	給与条例改正等による	
								4 共済費	68	職員共済組合負担金	
2 商工振興費	95,539	62,518	158,057	62,518 (国補)				13 委託料	22,840	テレワーク等設計委託料 テレワーク等推進事業委託料	
				62,518				15 工事請負費	18,822	テレワーク等施設整備工事	
								18 備品購入費	14,556	テレワーク等用備品	
								19 負担金補助及び交付金	6,300	商工観光交流活性化事業補助金	
計	214,385	63,174	277,559	62,518			656				

計	171,629	1,088	172,717				1,088			[単位 千円]	
	(款) 6 土木費										
	(項) 2 道路橋梁及び河川費										
目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			訳	区分	金額	説明	
				特	地方債	その他	一般財源				
				国県支出金							
1 道路橋梁総務費	118,944	18,520	137,464	13,890 (県負)			4,630	8 報償費	390	謝礼	
				13,890				13 委託料	18,130	地籍調査事業委託料	
計	1,250,131	18,520	1,268,651	13,890			4,630				

(款) 7 消防費

(項) 1 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	一般財源				
					国県支出金	その他			
1 常備消防費	1,257,168	9,390	1,266,558		9,390	2 給料	2,286	給与条例改正等による	
						3 職員手当等	6,377	給与条例改正等による	
						4 共済費	727	職員共済組合負担金	
計	1,554,164	9,390	1,563,554		9,390				

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	一般財源				
					国県支出金	その他			
3 高山スーパースクールゾーン整備費	380,252	141,934	522,186	35,252 (国補) 35,252	70,500	15 工事請負費	141,934	生駒北小中一貫校整備工事	
計	668,407	141,934	810,341	35,252	70,500				

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区分	金額	説明
				特 定 地 方 債	一般財源				
					国県支出金	その他			
3 小学校施設整備費	472,605	261,778	734,383	83,867 (国補) 83,867	167,700	13 委託料	7,783	監理等委託料	
						15 工事請負費	253,995	桜ヶ丘小学校改修工事	
計	891,454	261,778	1,153,232	83,867	167,700				

[単位 千円]

(款) 8 教育費

(項) 5 社会教育費

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			区 分	金 額	説 明
				特定財源		一般財源			
				国県支出金	地方 財源 その他				
1 社会教育総務費	145,417	6,030	151,447	6,030 (国補) 6,030		一般財源	30	委員謝礼	
計	1,081,799	6,030	1,087,829	6,030				国際音楽祭委託料 総合プロデューサーズ委託料	

補正予算給与と費用細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費					合 計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 年間支給 率 (月分)	地域手当 (千円)	その他の 手当 (千円)		
補正後	長 等		29,412	11,567 3.15	1,765	10,070	52,814	59,937 その他の手当は通 勤手当・退職手当
	議 員	145,915		54,660 3.15			200,575	292,615
	その他の 特別職	230,926					230,926	232,286
	計	376,841	29,412	66,227	1,765	10,070	484,315	584,838
補正前	長 等		29,412	11,567 3.10	1,765	10,070	52,814	59,937 その他の手当は通 勤手当・退職手当
	議 員	145,915		54,660 3.10			200,575	292,615
	その他の 特別職	230,898					230,898	232,258
	計	376,813	29,412	66,227	1,765	10,070	484,287	584,810
比 較	長 等		0	0 0.05	0	0	0	0
	議 員	0		0 0.05			0	0
	その他の 特別職	28					28	28
	計	28	0	0	0	0	28	28

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(46) 724		3,096,582	2,678,283	5,774,865	6,792,776	
補正前	(47) 725		3,093,370	2,668,393	5,761,763	6,778,590	
比較	(-1) -1		3,212	9,890	13,102	14,186	

区分	扶養手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当(千円)	地域手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外勤務 手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
補正後	97,470	117,279	1,940	200,368	16,162	185,240	36,920
補正前	97,470	117,279	1,940	200,023	16,162	183,229	36,638
比較	0	0	0	345	0	2,011	282

夜間勤務手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	退職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)
9,373	72,389	27,058	634,000	819,173	460,911
9,240	72,389	27,058	634,000	819,173	453,792
133	0	0	0	0	7,119

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額(千円)	増減事由別内訳	(千円)	説明	備考	
給料	3,212	増減に伴う	3,212	増減に伴う	給料の改定率 0.4%	
		昇給に伴う増				
		その他の増減分				
職員手当	9,890	増減に伴う	8,270	支給基準変更に伴う増加分	扶養手当 管理職手当 管理職員特別勤務手当 地域手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 休日勤務手当 時間外勤務手当 1,620千円	
		増減に伴う			夜間勤務手当 単身赴任手当 通勤手当 住居手当 退職手当 期末手当 勤勉手当 133千円 千円 千円 千円 千円 千円 千円 7,119千円	
		増減に伴う				
		増減に伴う				
		増減に伴う				
		増減に伴う				
		増減に伴う				
		増減に伴う				

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区	分					
	一般職	消防職	教育職	技能職	一般職	技能職
補正後	平均給料月額 (円)	340,860	338,992	332,297	291,869	291,869
	平均給与月額 (円)	454,985	446,153	397,210	348,387	348,387
	平均年齢 (歳)	44.2	43.2	43.9	44.7	44.7
補正前	平均給料月額 (円)	340,908	338,992	332,297	291,869	291,869
	平均給与月額 (円)	455,441	446,153	397,210	348,387	348,387
	平均年齢 (歳)	44.2	43.2	43.9	44.7	44.7

イ 初任給

区分	一般職 (円)	消防職 (円)	教育職 (円)	技能職 (円)	国の制度	
					一般行政職 (円)	技能職 (円)
高校卒	149,000	154,300	149,000	161,200	144,600	142,000
大学卒	183,300	190,200	183,300		176,700	

ウ 級別職員数

区分	一般職		消防職		教育職		技能職			
	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)	職員数(人)	構成比(%)		
補正後	1級	(57)	(11.4)	(15)	(11.2)	(3)	(5.0)	技能職 給料表		
	2級	(42)	(8.4)	(13)	(9.7)	(9)	(15.0)			
	3級	(44)	(95.7)	(1)	(0.7)	(8)	(13.3)			
	4級	(21)	(4.2)	(25)	(18.7)	(3)	(5.0)			
	5級	(78)	(15.5)	(59)	(44.0)	(25)	(41.7)			
	6級	(184)	(4.3)	(13)	(9.7)	(5)	(8.3)			
	7級	(58)	(11.6)	(6)	(4.5)	(7)	(11.7)			
	8級	(47)	(9.4)	(2)	(1.5)	()	()			
	計	(46)	(100.0)	(134)	(100.0)	(60)	(100.0)			
	補正前	1級	(57)	(11.4)	(15)	(11.2)	(3)		(5.0)	技能職 給料表
		2級	(42)	(8.4)	(13)	(9.7)	(9)		(15.0)	
		3級	(45)	(95.7)	(1)	(0.7)	(8)		(13.3)	
		4級	(21)	(4.2)	(25)	(18.7)	(3)		(5.0)	
5級		(78)	(15.5)	(59)	(44.0)	(25)	(41.7)			
6級		(185)	(4.3)	(13)	(9.7)	(5)	(8.3)			
7級		(58)	(11.5)	(6)	(4.5)	(7)	(11.7)			
8級		(47)	(9.4)	(2)	(1.5)	()	()			
計		(47)	(100.0)	(134)	(100.0)	(60)	(100.0)			

(級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
一般職	事務員	副主事	主事	主任	係長級	課長補佐級	課長級	部長級
	技術員	副技術師	技術師					

工 昇 給

区	分		合 計	代 表 的 な 職 種			
	職 員 数 (A)	(人)		一 般 職	消 防 職	教 育 職	技 能 職
補 正 後	職 員 数 (A)	(人)	724	501	134	60	29
	昇給に係る職員数(B)	(人)	590	409	109	46	26
	2号給	(人)					
	4号給	(人)	590	409	109	46	26
	6号給	(人)					
	8号給	(人)					
	比 率 (B)/(A)	(%)	81.5	81.6	81.3	76.7	89.7
補 正 前	職 員 数 (A)	(人)	725	502	134	60	29
	昇給に係る職員数(B)	(人)	591	410	109	46	26
	2号給	(人)					
	4号給	(人)	591	410	109	46	26
	6号給	(人)					
	8号給	(人)					
	比 率 (B)/(A)	(%)	81.5	81.7	81.3	76.7	89.7

才 期 末 手 当 ・ 勤 勉 手 当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支 給 率 計 (月分)	職 制 上 の 段 階 ・ 職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	支 給 期 別 6 月 (月分)	12 月 (月分)			
補 正 後	(1.00) (1.20) (2.225	(1.20) (2.20) (4.20	2.20	有	
補 正 前	(1.00) (1.15) (2.125	(1.15) (4.10	2.15	有	
国 の 制 度	(1.00) (1.20) (2.225	(1.20) (4.20	2.20	有	

カ 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	
国の制度 (支給率等)	25.55625	34.5825	49.59	49.59	定年前早期退職特例措置 (3%~45%加算)	

キ 地域手当

支給対象地域	市全域
支給率 (%)	6.0
支給対象職員数 (人)	724
国の指定基準に基づく 支給率 (%)	6.0

ク 特殊勤務手当

区分	分	全職種	代表的な職種		
			一般職	消防職	教育職
給料総額に対する比率 (%)	(%)	0.6	0.4	0.1	0.1
支給対象職員の比率 (%)	(%)	19.7	13.1	21.6	80.0
平成28年1月1日現在)					
代表的な特殊勤務手当の名称 訪問指導手当・環境衛生業務手当					

ケ その他の手当

区分	国の制度との異同	差異の内容	内容
扶養手当	同	じ	
住居手当	同	じ	
通勤手当	一部異なる		自転車通勤の者は1,500円加算 10km未満の自転車以外の交通用具使用者は300円減額

議案第 14 号

平成 27 年度生駒市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）

平成 27 年度生駒市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 3 回）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 35,969 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12,964,061 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

平成 28 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 共同事業交付金		2,725,737	-74,873	2,650,864
	1 共同事業交付金	2,725,737	-74,873	2,650,864
9 繰入金		896,035	110,842	1,006,877
	1 一般会計繰入金	843,997	74,873	918,870
	2 基金繰入金	52,038	35,969	88,007
歳 入 合 計		12,928,092	35,969	12,964,061

歳 出

[単位 千円]

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 共同事業拠出金		2,495,000	35,969	2,530,969
	1 共同事業拠出金	2,495,000	35,969	2,530,969
歳 出 合 計		12,928,092	35,969	12,964,061

歳入歳出補正予算事業別明細書

歳入

(款) 7 共同事業交付金

(項) 1 共同事業交付金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
2 保険財政共同安定化事業交付金	2,505,896	-74,873	2,431,023	1 保険財政共同安定化事業交付金	-74,873	
計	2,725,737	-74,873	2,650,864			

[単位 千円]

(款) 9 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	843,997	74,873	918,870	2 その他一般会計繰入金	74,873	
計	843,997	74,873	918,870			

[単位 千円]

(款) 9 繰入金

(項) 2 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	52,038	35,969	88,007	1 財政調整基金繰入金	35,969	
計	52,038	35,969	88,007			

[単位 千円]

歳 出

(款) 7 共同事業拠出金

(項) 1 共同事業拠出金

[単位 千円]

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明
				特 国県支出金	定 地方債	源 その他	区 分	金 額	
2 保険財政共同 安定化事業拠 出金	2,274,338	35,969	2,310,307				19 負担金補助及 び交付金	35,969	保険財政共同安定化事業負担金
計	2,495,000	35,969	2,530,969			35,969			

議案第 15 号

平成 27 年度生駒市下水道事業特別会計補正予算（第 2 回）

平成 27 年度生駒市の下水道事業特別会計の補正予算（第 2 回）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第 1 条 繰越明許費の変更は、「第 1 表繰越明許費補正」による。

平成 28 年 3 月 7 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

第 1 表 繰 越 明 許 費 補 正

変更

[単位 千円]

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
下水道費	下水道費	公共下水道 管渠整備事業	280,000	公共下水道 管渠整備事業	500,000

生駒市行政不服審査法施行条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市行政不服審査法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の納付等)

第2条 法第38条第1項（他の法律において準用する場合を含む。別表において同じ。）の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（法第13条第4項に規定する参加人をいう。）は、別表に定める額の手数料を納めなければならない。

2 審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 審査庁（法第9条第1項に規定する審査庁をいう。）が同項第3号に掲げる機関である場合又は同項ただし書の特別の定めがある場合における前項の規定の適用については、同項中「審理員（法第11条第2項に規定する審理員をいう。）」とあるのは、「次項の審査庁」とする。

(行政不服審査会)

第3条 法第81条第1項の規定により、生駒市行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第4条 審査会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員)

第5条 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

2 委員の任期は、3年とする。ただし、再任されることを妨げない。

3 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が委嘱されるまで引き続きその職務を行うものとする。

5 市長は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合には、その委員を解嘱することができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

(会長)

第6条 審査会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員又は次条第1項に規定する専門委員は、自己の利害に係る議事に参与することができない。

(専門委員)

第8条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 第5条第6項の規定は、専門委員について準用する。

(会長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(準用)

第10条 第2条第1項及び第2項並びに別表の規定は、法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付について準用する。この場合において、第2条第1項中「第38条第1項」とあるのは「第81条第3項に

において準用する法第 78 条第 1 項」と、同条第 2 項中「審理員（法第 11 条第 2 項に規定する審理員をいう。）」とあるのは「生駒市行政不服審査会」と、別表 1 の項中「第 38 条第 1 項に規定する書面又は書類」とあるのは「第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項に規定する主張書面又は資料」と、同表 2 の項中「第 38 条第 1 項」とあるのは「第 81 条第 3 項において準用する法第 78 条第 1 項」と読み替えるものとする。

（委任）

第 11 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

	交付の方法	種別	金額
1	法第 38 条第 1 項に規定する書面又は書類を複写機により用紙に複写したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
		カラー	用紙 1 枚につき 50 円
2	法第 38 条第 1 項に規定する電磁的記録に記録された事項を用紙に出力したものの交付	白黒	用紙 1 枚につき 10 円
		カラー	用紙 1 枚につき 50 円

備考

- 1 用紙の大きさは、A3 版以下とする。
- 2 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として手数料の額を算定する。

議案第 17 号

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(生駒市行政手続条例の一部改正)

第 1 条 生駒市行政手続条例（平成 9 年 3 月生駒市条例第 2 号）の一部を次のよ
うに改正する。

第 3 条第 10 号中「異議申立て」を「再調査の請求」に改める。

第 19 条第 2 項第 4 号中「ことのある」を削る。

(生駒市情報公開条例の一部改正)

第 2 条 生駒市情報公開条例（平成 20 年 9 月生駒市条例第 31 号）の一部を次
のように改正する。

目次中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第 3 章の章名を次のように改める。

第 3 章 審査請求

第 20 条の見出し中「異議申立て」を「審査請求」に改め、同条中「行政不
服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による異議申立て」を「審査請求」に
改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第20条の2 開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第21条第1項各号列記以外の部分中「開示決定等」の次に「又は開示請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同項第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を開示することとするとき（当該行政文書の開示について反対意見書が提出されているときを除く。）。

第21条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

第22条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条及び次条において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る開示決定等」を「審査請求に係る行政文書の開示」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第23条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「裁決又は決定を」を「裁決を」に改め、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等」を「審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る行政文書の全部を開示する旨の決定を除く。）」を変更し、当該審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 生駒市情報公開及び個人情報保護審査会条例(平成9年12月生駒市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第6条第7項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条第2項及び第12条において同じ。)」を加え、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第7条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第8条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第9条中「又は保有個人情報」を「若しくは保有個人情報」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第10条の見出しを「(提出資料の写しの送付等)」に改め、同条第2項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(電磁的記録にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

第10条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第6条第6項若しくは第7項又は第8条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方

式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

第12条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(生駒市個人情報保護条例の一部改正)

第4条 生駒市個人情報保護条例(平成10年3月生駒市条例第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「救済の手續(第24条)」を「審査請求(第23条の2・第24条)」に改める。

第4章の章名を次のように改める。

第4章 審査請求

第4章中第24条の前に次の1条を加える。

(審理員による審理手續に関する規定の適用除外)

第23条の2 開示等をする旨又はしない旨の決定又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第24条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条第1項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立て」を「審査請求」に、「、当該不服申立て」を「、当該審査請求」に、「不服申立てを」を「審査請求の全部を」に改め、同条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

(生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年9月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第6条 固定資産評価審査委員会条例（昭和39年12月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2） 審査の申出に係る処分の内容

第4条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第6条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第11条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会

が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 主文
- (2) 事案の概要
- (3) 審査申出人及び市長の主張の要旨
- (4) 理由

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条の3第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(生駒市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第8条 生駒市職員の退職手当に関する条例（昭和47年10月生駒市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第13条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

(生駒市税条例の一部改正)

第9条 生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第10条 生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年7月生駒市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第26条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の生駒市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた開示決定等（生駒市情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等をいう。以下この項において同じ。）又は開示請求（同条例第6条第1項に規定する開示請求をいう。以下この項において同じ。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の生駒市個人情報保護条例の規定は、施行日以後にされた開示等（生駒市個人情報保護条例第20条第1項に規定する開示等をいう。以下この項において同じ。）をする旨又はしない旨の決定又は開示等の請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた開示等をする旨又はしない旨の決定又は開示等の請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の固定資産評価審査委員会条例の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

議案第 18 号

生駒市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定に基づき、消費生活センター（以下「センター」という。）の組織及び運営並びに情報の安全管理に関する事項について定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
生駒市消費生活センター	生駒市元町1丁目6番12号

(職員)

第3条 センターに、センターの事務を掌理する所長、消費生活相談員（法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）

附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。)をいう。次条において同じ。)その他必要な職員を置く。

(消費生活相談員の人材及び処遇の確保)

第4条 センターは、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

(研修の機会の確保)

第5条 センターは、当該センターにおいて法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(情報の適切な管理)

第6条 センターは、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 19 号

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 17 年 9 月生駒市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 9 号を第 11 号とし、第 8 号を第 10 号とし、同項第 7 号中「及び勤務成績の評定」を削り、同号を同項第 9 号とし、同項中第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第 2 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

(生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第 2 条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 19 年 12 月生駒市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月生駒市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年7月生駒市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第3条第1項中「別表」を「別表第1」に改める。

第3条の2の見出しを「（職務の級の分類及び基準となるべき職務の内容）」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定による職務の級の分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2のとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第3条の2関係）

職務の級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	副主事及び副技師の職務
3級	主事及び技師の職務
4級	主任の職務
5級	係長、副係長及び主査の職務
6級	課長補佐の職務
7級	課長及び主幹の職務

8 級	部長及び次長の職務
-----	-----------

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 20 号

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和47年10月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項の表及び第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

(生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第2条 生駒市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年7月生駒市条例第25号)の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項の表中「0.86」を「0.88」に、「0.91(第1級又は第2級)」を「0.92(第1級)」に、「0.90」を「0.91」に改め、同条第5項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第4条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第6条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき理由の生じた休業補償については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の生駒市消防団員等公務災害補償条例附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき理由の生じた生駒市消防団員等公務災害補償条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき理由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき理由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき理由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

議案第 21 号

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
等の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一
部を改正する条例

(生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改
正)

第1条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平
成20年9月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.
5」に改める。

第2条 生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一
部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」
に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例の一部改正)

第3条 生駒市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例(昭和31年11
月生駒市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正)

第5条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和35年9月生駒市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第6条 生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第5項ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

(生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部改正)

第7条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（平成24年3月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第8条 生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に、「

100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第5条の規定による改正後の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例（以下「改正後の教育長給与条例」という。）の規定及び第7条の規定による改正後の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例（以下「改正後の水道事業管理者給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(期末手当又は給与の内払)

- 3 改正後の議員報酬条例、改正後の給与条例、改正後の教育長給与条例又は改正後の水道事業管理者給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の生駒市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当、第3条の規定による改正前の生駒市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与、第5条の規定による改正前の生駒市教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は第7条の規定による改正前の生駒市水道事業の管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の議員報酬条例の規定による期末手当、改正後の給与条例の規定による給与、改正

後の教育長給与条例の規定による給与又は改正後の水道事業管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

議案第 22 号

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例及び生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年7月生駒市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の75」の次に「、12月に支給する場合には100分の85」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の35」の次に「、12月に支給する場合には100分の40」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

給料表

(月額)

職員 の 区分	職務 の 級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		再任	1	円 140,100	円 190,200	円 226,400	円 259,900	円 286,200	円 317,000
用職 員以 外の 職員	2	141,200	192,000	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300
	3	142,400	193,800	229,500	263,700	290,700	321,500	366,400	411,800
	4	143,500	195,600	231,100	265,800	292,900	323,700	369,000	414,200
	5	144,600	197,200	232,600	267,700	294,900	326,000	371,100	416,100
	6	145,700	199,000	234,300	269,600	297,200	328,000	373,600	418,400
	7	146,800	200,800	235,800	271,600	299,500	330,200	375,900	420,500
	8	147,900	202,600	237,400	273,700	301,800	332,400	378,400	422,700
	9	149,000	204,300	238,900	275,800	303,900	334,500	380,900	424,700
	10	150,400	206,100	240,400	277,800	306,200	336,700	383,600	426,800
	11	151,700	207,900	242,000	279,900	308,400	338,800	386,200	428,900
	12	153,000	209,700	243,500	282,000	310,700	341,000	388,900	431,000
	13	154,300	211,100	245,000	284,000	312,900	343,000	391,300	432,700
	14	155,800	212,900	246,500	286,100	315,000	345,000	393,600	434,500
	15	157,300	214,600	247,900	288,100	317,200	347,100	395,800	436,500
	16	158,900	216,400	249,300	290,200	319,300	349,100	398,200	438,500
	17	160,200	218,100	250,800	292,200	321,400	351,000	400,000	440,400
	18	161,700	219,800	252,600	294,200	323,400	353,000	402,000	442,200
	19	163,200	221,400	254,300	296,300	325,500	354,800	403,900	444,000
	20	164,700	223,000	256,100	298,300	327,500	356,700	405,700	445,700
	21	166,100	224,500	257,800	300,400	329,500	358,700	407,600	447,500
	22	168,800	226,200	259,600	302,500	331,600	360,600	409,400	449,000

23	171,400	227,800	261,400	304,500	333,600	362,600	411,200	450,400
24	174,000	229,400	263,100	306,600	335,700	364,500	413,100	451,900
25	176,700	230,800	265,100	308,400	337,300	366,500	414,900	453,300
26	178,400	232,300	267,000	310,500	339,200	368,400	416,400	454,600
27	180,100	233,800	268,800	312,600	341,100	370,400	417,900	455,900
28	181,800	235,100	270,700	314,600	343,000	372,400	419,500	457,100
29	183,300	236,400	272,400	316,600	344,700	373,900	421,100	458,100
30	185,100	237,600	274,300	318,600	346,600	375,700	422,400	458,800
31	186,900	238,700	276,200	320,700	348,500	377,500	423,700	459,600
32	188,600	239,900	278,000	322,800	350,300	379,100	424,900	460,300
33	190,200	241,200	279,700	324,300	352,200	380,900	426,100	461,000
34	191,700	242,500	281,600	326,300	354,000	382,300	427,400	461,800
35	193,200	243,700	283,400	328,200	355,800	383,800	428,700	462,500
36	194,700	245,000	285,300	330,300	357,500	385,400	429,900	463,100
37	196,000	246,000	287,000	332,200	358,900	386,800	431,100	463,600
38	197,300	247,400	288,700	334,100	360,200	388,000	431,900	464,200
39	198,600	248,900	290,500	336,100	361,600	389,200	432,700	464,800
40	199,900	250,400	292,300	338,000	363,000	390,300	433,500	465,400
41	201,200	251,800	294,000	339,900	364,300	391,400	434,100	465,900
42	202,500	253,200	295,700	341,800	365,200	392,600	434,800	466,400
43	203,800	254,600	297,400	343,600	366,300	393,800	435,500	466,800
44	205,100	256,000	299,000	345,500	367,400	394,900	436,200	467,100
45	206,300	257,200	300,700	347,000	368,200	395,600	437,000	467,400
46	207,600	258,500	302,400	348,400	369,100	396,300	437,800	
47	208,900	259,900	304,000	349,900	370,000	397,000	438,200	
48	210,200	261,300	305,700	351,400	370,900	397,700	438,900	

49	211,300	262,600	306,900	353,000	371,800	398,300	439,400	
50	212,400	263,700	308,400	353,800	372,600	398,900	439,800	
51	213,400	265,000	309,900	355,000	373,400	399,400	440,200	
52	214,500	266,300	311,500	356,000	374,200	399,800	440,600	
53	215,600	267,400	313,100	356,900	374,900	400,200	441,000	
54	216,600	268,500	314,700	358,000	375,600	400,500	441,400	
55	217,500	269,800	316,300	358,900	376,300	400,800	441,800	
56	218,500	271,100	317,800	360,000	377,000	401,100	442,100	
57	219,200	272,200	319,300	360,900	377,500	401,400	442,400	
58	220,100	273,200	320,500	361,600	378,100	401,700	442,800	
59	221,000	274,300	321,700	362,300	378,700	402,000	443,100	
60	221,900	275,400	322,900	363,000	379,400	402,300	443,400	
61	222,600	276,600	323,600	363,400	379,800	402,600	443,700	
62	223,600	277,600	324,500	364,000	380,500	402,900		
63	224,500	278,500	325,300	364,700	381,100	403,200		
64	225,400	279,500	326,100	365,400	381,700	403,500		
65	226,100	280,300	327,000	365,700	382,100	403,800		
66	227,000	281,200	327,400	366,400	382,700	404,100		
67	227,900	281,900	328,100	367,100	383,300	404,400		
68	229,000	282,800	328,900	367,800	383,900	404,700		
69	229,800	283,800	329,700	368,100	384,300	404,900		
70	230,500	284,600	330,400	368,700	384,800	405,200		
71	231,200	285,400	331,100	369,400	385,300	405,500		
72	232,000	286,200	331,800	370,000	385,900	405,800		
73	232,800	287,000	332,300	370,300	386,200	406,000		
74	233,500	287,500	332,900	370,900	386,600	406,300		

75	234,200	287,900	333,400	371,600	387,000	406,600		
76	234,900	288,400	334,000	372,200	387,400	406,800		
77	235,600	288,500	334,300	372,600	387,700	407,000		
78	236,400	288,900	334,800	373,100	388,000	407,300		
79	237,200	289,100	335,200	373,700	388,300	407,600		
80	238,000	289,500	335,700	374,200	388,600	407,800		
81	238,700	289,700	336,100	374,700	388,800	408,000		
82	239,400	289,900	336,600	375,300	389,100	408,300		
83	240,100	290,300	337,100	375,800	389,400	408,600		
84	240,800	290,600	337,600	376,100	389,600	408,800		
85	241,500	290,900	337,900	376,500	389,800	409,000		
86	242,200	291,200	338,300	377,000	390,100			
87	242,900	291,500	338,800	377,400	390,400			
88	243,600	291,900	339,200	377,800	390,600			
89	244,300	292,200	339,500	378,200	390,800			
90	244,800	292,600	339,900	378,700	391,100			
91	245,300	292,900	340,400	379,100	391,400			
92	245,800	293,300	340,800	379,500	391,600			
93	246,100	293,400	341,000	379,800	391,800			
94		293,600	341,400					
95		294,000	341,900					
96		294,400	342,300					
97		294,600	342,400					
98		294,900	342,900					
99		295,300	343,300					
100		295,700	343,600					

101		295,900	343,900					
102		296,200	344,300					
103		296,600	344,700					
104		296,900	345,100					
105		297,100	345,600					
106		297,400	346,000					
107		297,800	346,400					
108		298,100	346,800					
109		298,300	347,300					
110		298,700	347,700					
111		299,100	348,000					
112		299,400	348,300					
113		299,500	348,800					
114		299,800						
115		300,100						
116		300,500						
117		300,700						
118		300,900						
119		301,200						
120		301,500						
121		301,900						
122		302,100						
123		302,400						
124		302,700						
125		303,000						
再任用職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700

第2条 生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の75、12月に支給する場合には100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の35、12月に支給する場合には100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

22 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、給料表の適用を受ける職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）の給料の月額（地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、特殊勤務手当及び退職手当の額の算出の基礎となるものを除く。）は、第3条並びに第4条第1項、第2項、第4項及び第9項並びに生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年11月生駒市条例第36号）附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる職務の級の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 1級及び2級 100分の0.2

(2) 3級及び4級 100分の0.4

(3) 5級 100分の0.5

(4) 6級及び7級 100分の0.9

(5) 8級 100分の1

（生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第3条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成1

9年12月生駒市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	371,000円
2	419,000円
3	471,000円
4	532,000円
5	607,000円
6	709,000円
7	829,000円

第8条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の122.5」に改め、「100分の155」との次に「、「100分の137.5」とあるのは「100分の160」と」を加える。

第4条 生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「第15条第2項中「」の次に「、6月に支給する場合においては」を加え、「」とあるのは「100分の155」と、「」を「、12月に支給する場合においては」に、「100分の160」を「100分の157.5」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間、特定任期付職員の給料の月額(地域手当、期末手当、特殊勤務手当、退職手当及び特定任期付職員業績手当の額の算出の基礎となるものを除く。)は、第7条第1項及び

生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年11月生駒市条例第36号）附則第6項から第8項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、その額に次の各号に掲げる号給の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

(1) 1号給及び2号給 100分の0.9

(2) 3号給から7号給まで 100分の1

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の生駒市の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（生駒市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年11月生駒市条例第36号。以下この項において「平成26年改正条例」という。）附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）又は第3条の規定による改正前の生駒市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与（平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。）は、それぞれ改正後の給与条例の規定による給与（平成2

6年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)又は改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

生駒市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の旅費支給条例の一部を改正する条例

生駒市職員の旅費支給条例（平成2年6月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に、「出張命令権又は」を「旅行命令権又は」に改め、同項第4号中「（届出はしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を削り、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から勤務場所に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧勤務場所から新勤務場所に旅行することをいう。

(5) 扶養親族 職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。

第3条第1項中「出張した」を「出張し、又は赴任した」に改め、同条第2項第1号及び第2号中「出張中」の次に「又は赴任中」を加え、同条第4項中「出張した」を「旅行した」に改め、同条第5項中「出張させる」を「旅行させる」

に改め、同条第6項中「出張命令等」を「旅行命令等」に、「当該出張」を「当該旅行」に改め、同条第7項中「出張中」を「旅行中」に改める。

第4条の見出しを「(旅行命令等)」に改め、同条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により旅行命令権者又は旅行依頼を行う者(以下「旅行命令権者等」という。)の発する旅行命令又は旅行依頼(以下「旅行命令等」という。)によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

第4条第2項中「出張命令権者等」を「旅行命令権者等」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に改め、同条第3項中「出張命令権者等」を「旅行命令権者等」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張者」を「旅行者」に改める。

第5条の見出しを「(旅行命令等に従わない旅行)」に改め、同条第1項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張する」を「旅行する」に、「出張命令権者等」を「旅行命令権者等」に改め、同条第2項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「当該出張」を「当該旅行」に改め、同条第3項中「出張者」を「旅行者」に、「出張命令等」を「旅行命令等」に、「出張した」を「旅行した」に、「の出張」を「の旅行」に改める。

第6条第1項中「及び宿泊料」を「、宿泊料、移転料及び扶養親族移転料」に改め、同条第6項及び第7項中「出張中」を「旅行中」に改め、同条に次の3項を加える。

8 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について路程等に応じ、定額により支給する。

9 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について支給する。

10 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所又は居所から勤務場所に旅行する場合にあっては、第2項から第7項まで及び前項の規定は適用しない。

第7条中「出張した」を「旅行した」に、「出張し難い」を「旅行し難い」に改める。

第8条の見出し中「出張日数」を「旅行日数」に改め、同条第1項中「出張日数」を「旅行日数」に、「出張のため」を「旅行のため」に改め、同条第3項中「出張日数」を「旅行日数」に改める。

第9条第1項中「出張者」を「旅行者」に改める。

第10条中「出張」を「旅行」に改める。

第11条第1項中「出張者」を「旅行者」に改め、同条第2項中「出張者」を「旅行者」に、「当該出張」を「当該旅行」に改める。

第14条第2項中「出張命令権者等」を「旅行命令権者等」に改める。

第16条第2項及び第3項中「出張する」を「旅行する」に改める。

第17条の次に次の2条を加える。

(移転料)

第17条の2 移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の例により、市長が定める。

2 移転料は、新たに採用された職員にあっては、その採用に伴い市内に住所又は居所を移転した場合に限り支給する。

(扶養親族移転料)

第17条の3 扶養親族移転料の額は、国家公務員等の旅費に関する法律の例により、市長が定める。

第18条第1項中「常時出張」を「常時旅行」に、「の出張」を「の旅行」に、「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改め、同条第2項中「出張命令権者

」を「旅行命令権者」に改める。

第19条中「出張する」を「旅行する」に改め、同条第1号中「出張日数」を「旅行日数」に改め、同号エ中「出張命令権者」を「旅行命令権者」に改める。

第20条の見出しを「（市内旅行）」に改め、同条第1項中「出張する」を「旅行する」に、「出張命令権者等」を「旅行命令権者等」に改め、同条第2項中「出張」を「旅行」に改める。

第21条中「出張中」を「旅行中」に、「出張先」を「旅行先」に改める。

第22条第1項中「出張中」を「旅行中」に改める。

第23条第1項中「出張者」を「旅行者」に、「当該出張」を「当該旅行」に、「出張の実費」を「旅行の実費」に改め、同条第2項中「出張する」を「旅行する」に改め、同条第3項中「出張者」を「旅行者」に、「出張する」を「旅行する」に、「当該出張」を「当該旅行」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 24 号

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
生駒市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成元年 12 月生駒市条
例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項中「生駒市土地開発公社」の次に「及び生駒市病院事業会計」を
加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 25 号

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

生駒市国民健康保険税条例（平成12年3月生駒市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書中「12万円」を「14万円」に改める。

第5条第1号中「30,000円」を「29,000円」に改め、同条第2号中「15,000円」を「14,500円」に改め、同条第3号中「22,500円」を「21,750円」に改める。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第1号イ（ア）中「21,000円」を「20,300円」に改め、同号イ（イ）中「10,500円」を「10,150円」に改め、同号イ（ウ）中「15,750円」を「15,225円」に改め、同条第2号イ（ア）中「15,000円」を「14,500円」に改め、同号イ（イ）中「7,500円」を「7,250円」に改め、同号イ（ウ）中「11,250円」を「10,875円」に改め、同条第3号イ（ア）中「6,000円」を「5,800円」に改め、同号イ（イ）中「3,000円」を「2,900円」に改め、同号イ（ウ）

中「4, 500円」を「4, 350円」に改める。

第26条第2項中「納期限前7日までに」を削り、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定によって国民健康保険税の減免を受けようとする者は、前項に定める申請書を、納期限までに市長に提出しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認める場合は、同項に定める申請書を、別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「及び都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）」を「、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）」に改める。

別表第 2 の 45 の項を次のように改める。

45	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に係るものを除く。）	住宅を新築しようとする場合	床面積の合計が 100 平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1 戸建ての住宅の場合（イ及びウに掲げる場合を除く。） 55,000 円 イ 1 戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書（市長が定める基準に適合しないものを除く。）の交付を受けたもの（以下この項及び 47 の項において「住宅性能評価適合住宅」という。）である場合（ウに掲げる場合を除く。） 20,000 円 ウ 1 戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、長期優良住宅の普及の促進に関
----	--------------------	---	---------------	-------------------------	---

	<p>する法律第6条第1項各号(第3号及び第6号を除く。)に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項及び47の項において「長期使用構造等適合計画」という。)である場合 10,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 28,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 71,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 24,000円</p> <p>ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 12,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 37,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 119,000円</p> <p>イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 34,000円</p> <p>ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 17,000円</p> <p>エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 63,000円を申請に係る住戸数で除して得た額</p> <p>カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>

	た額
床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 185,000円 イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 53,000円 ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 26,000円 エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 99,000円を申請に係る住戸数で除して得た額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額
床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合にはあっては、1,000平方メートルを超えるもの)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イ及びウに掲げる場合を除く。) 359,000円 イ 1戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 89,000円 ウ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 36,000円 エ 共同住宅等の場合(オ及びカに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合(カに掲げる場合を除く。) 183,000円を申請に係る住戸数で除して得た額 カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額
床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 636,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 311,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 64,000円
床面積の合計が5,000平方メートル	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合

	を 超 え 10,000 平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	1,088,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 477,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 107,000円
	床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 2,006,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 864,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 174,000円
	床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 2,862,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 1,177,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 213,000円
	床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イ又はウに掲げる場合以外の場合 3,505,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合(ウに掲げる場合を除く。) 1,423,000円 ウ 長期使用構造等適合計画である場合 227,000円
住宅を増築し、又は改築しようとする場合	床面積の合計が100平方メートル以内のもの	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イに掲げる場合を除く。) 79,000円 イ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 13,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額
	床面積の合計が100平方メートルを超え200	次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イに掲げる場合を除く。) 103,000円 イ 1戸建ての住宅であって、長期使

<p>平方メートル以内のもの</p>	<p>用構造等適合計画である場合 16,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
<p>床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イに掲げる場合を除く。) 174,000円 イ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 23,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
<p>床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イに掲げる場合を除く。) 274,000円 イ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 37,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
<p>床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合には、1,000平方メートルを超えるもの)</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 1戸建ての住宅の場合(イに掲げる場合を除く。) 534,000円 イ 1戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合 52,000円 ウ 共同住宅等の場合(エに掲げる場合を除く。) アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額 エ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 イに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た額</p>
<p>床面積の合計が3,000平方メートル</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア イに掲げる場合以外の場合 950,</p>

				を 超 え 5, 000 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の (1 戸 建 て の 住 宅 を 除 く。)	000 円 イ 長 期 使 用 構 造 等 適 合 計 画 で あ る 場 合 94,000 円
				床 面 積 の 合 計 が 5, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 10, 000 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の (1 戸 建 て の 住 宅 を 除 く。)	次 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ、そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額 を 申 請 に 係 る 住 戸 数 で 除 して 得 た 額 ア イ に 掲 げ る 場 合 以 外 の 場 合 1,627,000 円 イ 長 期 使 用 構 造 等 適 合 計 画 で あ る 場 合 159,000 円
				床 面 積 の 合 計 が 10, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 20, 000 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の (1 戸 建 て の 住 宅 を 除 く。)	次 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ、そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額 を 申 請 に 係 る 住 戸 数 で 除 して 得 た 額 ア イ に 掲 げ る 場 合 以 外 の 場 合 3,004,000 円 イ 長 期 使 用 構 造 等 適 合 計 画 で あ る 場 合 259,000 円
				床 面 積 の 合 計 が 20, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え 30, 000 平 方 メ ー ト ル 以 内 の も の (1 戸 建 て の 住 宅 を 除 く。)	次 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ、そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額 を 申 請 に 係 る 住 戸 数 で 除 して 得 た 額 ア イ に 掲 げ る 場 合 以 外 の 場 合 4,289,000 円 イ 長 期 使 用 構 造 等 適 合 計 画 で あ る 場 合 318,000 円
				床 面 積 の 合 計 が 30, 000 平 方 メ ー ト ル を 超 え る も の (1 戸 建 て の 住 宅 を 除 く。)	次 に 掲 げ る 区 分 に 応 じ、そ れ ぞ れ 次 に 定 め る 額 を 申 請 に 係 る 住 戸 数 で 除 して 得 た 額 ア イ に 掲 げ る 場 合 以 外 の 場 合 5,253,000 円 イ 長 期 使 用 構 造 等 適 合 計 画 で あ る 場 合 339,000 円

別表第2の47の項を次のように改める。

47	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項	住宅を新築しようとする場合	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内のもの	8,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に係る変
----	--------------------	--------------------------	---------------	----------------------------	---

数料 において 準用する 同法第5 条第1項 から第3 項までの 規定によ る長期優 良住宅建 築等計画 の変更の 認定の申 請に対す る審査（ 次に係 るもの を除く。）	の 更（以下「第1号変更」という。）の 場合（イに掲げる場合及び長期使用 構造等適合計画である場合を除く。 ） 39,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1 号変更の場合 11,000円（1戸建て の住宅の場合にあっては、3,000円 ） ウ 長期優良住宅の普及の促進に関 する法律第6条第1項第2号、第4号 又は第5号に係る変更（以下「第2号 等変更」という。）の場合（長期使用 構造等適合計画である場合を除く。 ） 6,000円 エ 長期優良住宅の普及の促進に関 する法律第6条第1項第3号に係る変 更（以下「第3号変更」という。）の 場合 2,000円	
	変更に係 る床面積 の合計が 100平方 メートル を超え20 0平方メ ートル以 内のもの	10,000円と次に掲げる額を合算した 額（共同住宅等の場合にあっては、合 算した額を申請に係る住戸数で除し て得た額） ア 第1号変更の場合（イに掲げる場 合及び長期使用構造等適合計画で ある場合を除く。） 52,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1 号変更の場合 17,000円（1戸建て の住宅の場合にあっては、4,000円 ） ウ 第2号等変更の場合（長期使用構 造等適合計画である場合を除く。） 7,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
	変更に係 る床面積 の合計が 200平方 メートル を超え50 0平方メ ートル以 内のもの	14,000円と次に掲げる額を合算した 額（共同住宅等の場合にあっては、合 算した額を申請に係る住戸数で除し て得た額） ア 第1号変更の場合（イに掲げる場 合及び長期使用構造等適合計画で ある場合を除く。） 92,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1 号変更の場合 36,000円（1戸建て の住宅の場合にあっては、7,000円 ） ウ 第2号等変更の場合（長期使用構 造等適合計画である場合を除く。） 10,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
	変更に係 る床面積 の合計が 500平方 メートル を超え1, 000平方 メートル 以内のも の	24,000円と次に掲げる額を合算した 額（共同住宅等の場合にあっては、合 算した額を申請に係る住戸数で除し て得た額） ア 第1号変更の場合（イに掲げる場 合及び長期使用構造等適合計画で ある場合を除く。） 143,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1 号変更の場合 57,000円（1戸建て の住宅の場合にあっては、11,000

	円) ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 16,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合にあっては、1,000平方メートルを超えるもの)	34,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 291,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 116,000円(1戸建ての住宅の場合にあっては、21,000円) ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 31,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	62,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 530,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 205,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 42,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	105,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 928,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 317,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 52,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの	172,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 1,737,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 596,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。)

	もの(1戸建ての住宅を除く。)	造等適合計画である場合を除く。) 94,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
	変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	211,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 2,524,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 838,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 125,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
	変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	225,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(イに掲げる場合及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 3,121,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 1,039,000円 ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 157,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
住宅を増築し、又は改築しようとする場合	変更に係る床面積の合計が100平方メートル以内のもの	11,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 56,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 9,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
	変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内のもの	14,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 76,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 11,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
	変更に係る床面積の合計が200平方メートルを超え500平方メ	21,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 136,000円

一ト以内のもの	イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 16,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	35,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 213,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 24,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超え3,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅の場合にあつては、1,000平方メートルを超えるもの)	50,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 435,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 47,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	92,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 793,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 63,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円
変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	157,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 1,390,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 78,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円

				。)	
			変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超え20,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	257,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 2,604,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 141,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円	
			変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内のもの(1戸建ての住宅を除く。)	316,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 3,783,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 188,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円	
			変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超えるもの(1戸建ての住宅を除く。)	336,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た額 ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 4,679,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 235,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円	

別表第2の51の項を次のように改める。

51	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、1戸建ての住宅に係る審査(以下この項において「戸建住宅審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	40,200円(法第6条の2第1項又は第7条の2第1項の規定による指定を受けた指定確認検査機関、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項において「低炭素建築物適合計画」という。)である場合にあっては、6,700円)
----	--------------------	--	-----------------------	---

	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	44,300円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、6,700円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅に係る審査(以下この項において「共同住宅審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	75,800円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	123,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、22,400円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	206,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	292,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	571,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,006,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,844,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、305,000円)

都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、住宅(共同住宅を含む。)以外の建築物(以下この項において「その他建築物」という。)であって同法第54条第1項第1号に規定する経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準(以下この項において「誘導基準」という。)のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法以外の方法を用いたものに係る審査(以下この項において「その他標準審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	238,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	381,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	542,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	666,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	787,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	897,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,117,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、289,000円)
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、その他建築物であ	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	94,200円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	154,000円(低炭素建築物適合計画である場合にあつては、29,300円)

<p>って誘導基準のうち、特別な調査又は研究の結果に基づく方法を用いたものに係る審査（以下この項において「その他モデル審査」という。）</p>	0平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	247,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、84,000円）
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	321,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、132,000円）
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	384,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、166,000円）
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	450,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、207,000円）
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	581,000円（低炭素建築物適合計画である場合にあっては、289,000円）
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅及びその他建築物に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料の額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料の額	
都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及びその他建築物に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料の額 イ その他標準審査又はその他モデル審査に掲げる手数料の額	

別表第2に次のように加える。

53	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査(次項に係るものを除く。以下この項において同じ。)のうち、1戸建ての住宅に係る審査(以下この項において「戸建住宅審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	36,800円(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められた計画(以下この項において「建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画」という。)である場合にあっては、6,700円)
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの	40,900円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、6,700円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する住宅部分(1戸建ての住宅を除く。以下この項及び55の項において「共同住宅」という。)に係る審査(以下この項において「共同住宅審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	72,300円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	120,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、22,400円)
			床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	202,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、47,700円)
			床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	289,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
			床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	567,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、134,000円)

	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,002,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,840,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、同法第11条第1項に規定する非住宅部分(以下この項及び55の項において「非住宅部分」という。)であって建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項及び55の項において「基準省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅標準審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	234,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	378,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	539,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	663,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	783,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	893,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)

	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,114,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	90,800円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	151,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	243,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	317,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	381,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	446,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	578,000円(建築物エネルギー消費性能向上基準適合計画である場合にあっては、289,000円)

		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
54	建築基準関係規定適合審査の申出を併せて行う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請であって、同法第30条第2項の規定による当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出を併せて行うものに対する審査	次に掲げる額を合算した額 ア 前項に掲げる手数料の額 イ 1の項に掲げる手数料の額
55	建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅性能審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの 36,800円(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合すると認められた建築物(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準適合建築物」という。)である場合にあっては、6,700円)
			床面積の合計が200平方メートル以上のもの 40,900円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円)
		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)の基準を用いたものに係る審査	床面積の合計が300平方メートル未満のもの 72,300円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)
			床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 120,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円)

(以下この項において「共同住宅性能審査」という。)	の	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	202,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	289,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	567,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	1,002,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,840,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、1戸建ての住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「戸建住宅仕様審査」という。)	床面積の合計が200平方メートル未満のもの	19,700円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円)
	床面積の合計が200平方メートル以上のもの	21,100円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、6,700円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築	床面積の合計が300平方メートル未満	35,400円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)

物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅であって基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)の基準を用いたものに係る審査(以下この項において「共同住宅仕様審査」という。)	のもの	
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	60,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、22,400円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	107,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、47,700円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	161,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	295,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、134,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	497,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、202,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	870,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、305,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号イの基準を用いたものに係る審査(以下この項	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	234,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	378,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)

において「非住宅標準審査」という。)	の	
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	539,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円)
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	663,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	783,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	893,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	1,114,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円)
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、非住宅部分であって基準省令第1条第1項第1号ロの基準を用いたものに係る審査(以下この項において「非住宅モデル審査」という。)	床面積の合計が300平方メートル未満のもの	90,800円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、11,500円)
	床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	151,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、29,300円)
	床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル	243,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、84,000円)

	ル未満のもの	
	床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの	317,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、132,000円)
	床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの	381,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、166,000円)
	床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの	446,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、207,000円)
	床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの	578,000円(建築物エネルギー消費性能基準適合建築物である場合にあっては、289,000円)
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、1戸建て住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 戸建住宅性能審査又は戸建住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額
	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能基準適合の認定の申請に対する審査のうち、共同住宅及び非住宅部分に係る審査	次に掲げる額を合算した額 ア 共同住宅性能審査又は共同住宅仕様審査に掲げる手数料の額 イ 非住宅標準審査又は非住宅モデル審査に掲げる手数料の額

別表第2備考第4項中「に係る」を「により認定を受ける建築物の」に改め、同表備考に次のように加える。

7 5 3の項及び5 4の項の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合(次号に掲げる場合及び移転する場合を除く。)、修繕若しくは模様替をする場合(次号に掲げる場合を除く。)

エネルギー消費性能の向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合（次号に掲げる場合を除く。）当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積

- (2) 認定を受けた建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合（移転する場合を除く。）、修繕若しくは模様替をする場合又はエネルギー消費性能の向上のための空気調和設備等の設置若しくは改修をする場合当該建築、修繕若しくは模様替又は空気調和設備等の設置若しくは改修により認定を受ける建築物の部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 27 号

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平
成 26 年 12 月生駒市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 3 項第 4 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 28 号

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26
年12月生駒市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第28条第7号イの表及び第43条第7号イの表中「外気に向かって開くこと
のできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号に規定する国土交通大臣が定め
た構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるもの
に限る。）を有する付室」を「付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有
する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）」に、「同項第2
号、第3号及び第9号」を「同項第3号、第4号及び第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

議案第 29 号

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市子ども医療費助成条例（昭和48年10月生駒市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第2項を削る。

第3条中「（乳幼児以外の子どもにあっては、入院に係るものに限る。）」を削る。

第4条第1項中「乳幼児に係る医療費の助成を受けようとする」を削り、「乳幼児である」を「子どもである」に改め、同条第2項中「前項の」を削り、「乳幼児」を「子ども」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市子ども医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 30 号

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年9月生駒市条例第31号）
の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（助成金の支給制限）

第3条の2 助成金は、次の各号のいずれかに該当するときは、その年の8月から翌年7月までは、支給しない。

- (1) 第2条第1号ウ又はエに掲げる者を扶養し、又は養育する者（以下「扶養者等」という。）の前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに扶養親族等でない対象児童で扶養者等が前年の12月31日（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の12月31日）において生計を維持したものの有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第2項に規定

する額以上であるとき。

(2) 扶養者等の配偶者又は第2条第1号ウ又はエに掲げる者の配偶者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

(3) 扶養者等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で扶養者等と生計を同じくするもの又はこれらの者以外の者であつて第2条第1号のウ若しくはエに掲げる者若しくは当該者の同項に定める扶養義務者で当該者と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるとき。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、児童扶養手当法施行令第3条及び第4条の規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 31 号

RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

RAKU-RAKUはうす条例の一部を改正する条例

第1条 RAKU-RAKUはうす条例（平成13年4月生駒市条例第12号）

の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（使用料の還付）

第8条の2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		使用料
集会室、談話スペース、和室、プレイルーム	1日券	1人200円
	回数券（1日券10枚相当分）	1,800円
	回数券（1日券20枚相当分）	3,400円
	回数券（1日券30枚相当分）	4,800円
カラオケセット		1式30分当たり100円

第2条 RAKU-RAKUはうす条例の一部を次のように改正する。

別表中「1,800円」を「1,830円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「4,800円」を「4,890円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条及び次項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後のRAKU-RAKUはうす条例別表の規定は、平成29年4月1日以後に徴収する使用料について適用し、同日前に徴収する使用料については、なお従前の例による。

議案第 32 号

金鷲の杜倭苑条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

金鷲の杜倭苑条例の一部を改正する条例

金鷲の杜倭苑条例（平成 15 年 3 月生駒市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（使用料の還付）

第 9 条の 2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

別表中

「

大広間、中広間、プレイルーム、談話スペース、研修室	1 日につき 1 人 200 円。ただし、中学生以下の者は、無料とする。
---------------------------	--------------------------------------

を

「

大広間、中広間、プレイルーム、談話スペース、研修室	1 日券	1 人 200 円
	回数券（1 日券 10 枚相当分）	1,800 円
	回数券（1 日券 20 枚相当分）	3,400 円
	回数券（1 日券 30 枚相当分）	4,800 円

に改め、

同表備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同表備考に第1項として次の1項を加える。

- 1 中学生以下の者にあつては、無料で大広間、中広間、プレイルーム、談話スペース及び研修室を使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

- 2 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成25年12月生駒市条例第41号)の一部を次のように改正する。

第11条中金鵝の杜倭苑条例別表の改正規定を次のように改める。

別表中「1,800円」を「1,830円」に、「3,400円」を「3,460円」に、「4,800円」を「4,890円」に、「150円」を「160円」に、「1,540円」を「1,570円」に改める。

附則第9項中「の使用に係る」を「に徴収する」に改める。

議案第 33 号

生駒市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市中心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市中心身障害者医療費助成条例（昭和47年3月生駒市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の2号を加える。

- (3) 前年の所得（1月から7月までの間に受けた医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。）が、所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年政令第54号）第52条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令（昭和61年政令第53号）第1条の規定による改正前の国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。）第6条の4第1項に規定する額を超えない者
- (4) 配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定め

る扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として心身障害者の生計を維持するものの前年の所得が、扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えないもの第2条に次の1項を加える。

- 3 第1項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の生駒市心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 34 号

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例の
制定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の一部を改正する条例

生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例（平成 27 年 12 月生駒市条例第 3
9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「第 2 条第 1 項第 2 号」を「第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号ま
で及び同条第 3 項」に改め、同条第 2 号中「該当する者」の次に「で、かつ、第
3 条の 2 に規定する支給制限を受けない者」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 8 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の生駒市重度心身障害老人等医療費助成条例の規定は、この条例の施
行の日以後に行われる医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行わ
れた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

議案第 35 号

生駒市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護老人保健施設条例の一部を改正する条例

生駒市介護老人保健施設条例（平成13年6月生駒市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改める。

第3条第3号中「第8条第25項」を「第8条第27項」に改め、同条第4号中「第8条の2第8項」を「第8条の2第6項」に改め、同条第5号中「第8条の2第10項」を「第8条の2第8項」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（手数料）

第5条の2 診断書その他の文書の交付を受けようとする者は、手数料を納付しなければならない。

2 手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 診断書交付手数料 1通につき3,240円

(2) その他の文書交付手数料 1通につき1,080円

3 前項の手数料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税

に相当する額を含むものとする。

第6条の見出し中「利用料金等」の次に「及び手数料」を加え、同条中「前条」を「第5条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、規則で定めるところにより、前条に規定する手数料を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市介護保険条例の一部を改正する条例

生駒市介護保険条例（平成12年3月生駒市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（介護認定審査会の委員の任期）

第2条の2 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第6条第1項に規定する条例で定める期間は、3年とする。

第4条第1項第1号中「介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）」を「令」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に行われた生駒市介護認定審査会の委員の任命に係る当該委員の任期については、なお従前の例による。

生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

生駒市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月生駒市条例第53号）の一部を次のように改正する。

「 第4節
第3章の2
第1節
第2節
第3節
第4節
第5節
第1款
第2款
第3款
第4款

目次中「第4節 運営に関する基準（第50条—第59条）」を

運営に関する基準（第50条—第59条）

地域密着型通所介護

基本方針（第59条の2）

人員に関する基準（第59条の3・第59条の4）

設備に関する基準（第59条の5）

運営に関する基準（第59条の6—第59条の20）

指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準 に
この節の趣旨及び基本方針（第59条の21・第59条の22）

人員に関する基準（第59条の23・第59条の24）

設備に関する基準（第59条の25・第59条の26）
運営に関する基準（第59条の27—第59条の38）

改める。

第14条中「及び第67条」を「、第59条の6、第59条の28及び第59条の29」に改める。

第16条及び第17条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第30条第2項及び第54条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第59条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第59条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下この節から第4節までにおいて「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

- (1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着型

通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。)指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあつては1以上、15人を超える場合にあつては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる

利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員(いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員(前項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。)を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- 5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。
- 7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合に

については、市の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第59条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第59条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とする。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定地域密着型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。
- 5 指定地域密着型通所介護事業者が第59条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第59条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第59条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者を支払われる地域密着型介護サービ

ス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第59条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第59条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるもの

とする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 指定地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。この場合において、特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第59条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標

を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

5 指定地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第59条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員
- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第59条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第59条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第59条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定

期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(衛生管理等)

第59条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第59条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した

指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第59条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

- 3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

- 4 指定地域密着型通所介護事業者は、第59条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

- 2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかななければならない。

- (1) 地域密着型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容の記録
- (5) 第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録
- (6) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 指定地域密着型通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

- (1) 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費又は法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定地域密着型通所介護を提供した日から5年間
- (2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間
(準用)

第59条の20 第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条及び第53条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第9条第1項中「第31条に規定する運営規程」とあるのは「第59条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営
に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第59条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第59条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第59条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業員の員数)

第59条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第59条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（利用定員）

第59条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

（設備及び備品等）

第59条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設

備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第59条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第59条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第59条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第9条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第59条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっ

ては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第59条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第59条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第59条の3 1 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準第70条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看

護計画書をいう。以下この節において同じ。)が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第59条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第59条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更につい

て準用する。

(管理者の責務)

第59条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。

5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第59条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域

(7) サービス利用に当たっての留意事項

(8) 非常災害対策

(9) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第59条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第59条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第59条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければならない。

(1) 療養通所介護計画

(2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録

(3) 次条において準用する第20条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 次条において準用する第28条に規定する市への通知に係る記録

(5) 次条において準用する第38条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(6) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(7) 次条において準用する第59条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

3 指定療養通所介護事業者は、次の各号に掲げる記録の区分に応じ、その記録を当該各号に定める期間保存しなければならない。

(1) 法第42条の2第1項に規定する地域密着型介護サービス費又は法第42条の3第1項に規定する特例地域密着型介護サービス費の額の算定の基礎となる記録であって、市長が別に定めるもの 指定療養通所介護を提供した日から5年間

(2) 前項各号に掲げる記録のうち、前号に掲げるもの以外のもの その完結の日から2年間

(準用)

第59条の38 第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条

の 7（第 3 項第 2 号を除く。）、第 5 9 条の 8 及び第 5 9 条の 1 3 から第 5 9 条の 1 8 までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第 3 4 条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 5 9 条の 1 3 第 3 項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第 5 9 条の 1 7 第 1 項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6 月」とあるのは「1 2 月」と、同条第 3 項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第 5 9 条の 1 8 第 4 項中「第 5 9 条の 5 第 4 項」とあるのは「第 5 9 条の 2 6 第 4 項」と読み替えるものとする。

第 6 0 条中「（法第 5 条の 2 に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削る。

第 6 5 条第 1 項中「第 8 条第 1 9 項」を「第 8 条第 2 0 項」に改め、同条第 2 項中「第 8 条第 2 4 項」を「第 8 条第 2 5 項」に改める。

第 6 7 条及び第 6 8 条を次のように改める。

第 6 7 条及び第 6 8 条 削除

第 6 9 条第 2 項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第 7 2 条を次のように改める。

第 7 2 条 削除

第 7 3 条第 4 号中「。第 7 5 条において同じ」を削る。

第 7 4 条から第 7 8 条までを次のように改める。

第 7 4 条から第 7 8 条まで 削除

第 7 8 条の 2 を削る。

第 7 9 条第 2 項第 5 号中「前条第 2 項」を「次条において準用する第 5 9 条の

18第2項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 次条において準用する第59条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第80条中「及び第53条」を「、第53条、第59条の6、第59条の7、第59条の11及び第59条の13から第59条の18まで」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第59条の18第4項中「第59条の5第4項」とあるのは「第63条第4項」と読み替える」に改める。

第87条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第105条を次のように改める。

第105条 削除

第107条第2項第8号中「第105条第2項」を「次条において準用する第59条の17第2項」に改める。

第108条中「第72条、第74条及び第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16及び第59条の17」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」」を「第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」」に、「読み替える」を「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第109条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第127条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」

に改める。

第128条中「第72条、第77条」を「第59条の11、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで」に、「、第104条及び第105条第1項から第4項まで」を「及び第104条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に改め、「第6章第4節」との次に「、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第129条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第148条第2項第8号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第149条中「第72条、第76条、第77条、第99条及び第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の16、第59条の17第1項から第4項まで及び第99条」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第150条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第151条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域

密着型通所介護事業所」を加える。

第176条第2項第7号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第177条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15及び第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第189条中「第72条、第76条、第105条第1項から第4項まで」を「第59条の11、第59条の15、第59条の17第1項から第4項まで」に、「第72条第2項」を「第59条の11第2項」に、「第105条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を「第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」」に改める。

第201条第2項第10号中「第105条第2項」を「第59条の17第2項」に改める。

第202条中「第72条、第74条、第77条」を「第59条の11、第59条の13、第59条の16、第59条の17」に、「及び第100条から第10

6条」を「、第100条から第104条まで及び106条」に、「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第74条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第59条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第59条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附則に次の1条を加える。

第6条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、同年4月1日から第82条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第86条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 38 号

生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

生駒市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月生駒市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第39条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定

介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条第2項に次の1号を加える。

(6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第62条を次のように改める。

第62条 削除

第64条第2項第8号中「第62条第2項」を「次条において準用する第39条第2項」に改める。

第65条中「及び第38条」を「から第39条まで」に、「読み替える」を「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、

「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第85条第2項第7号中「第62条第2項」を「第39条第2項」に改める。

第86条中「第38条」の次に「、第39条」を加え、「、第61条及び第62条」を「及び第61条」に改め、「第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」の次に「、第39条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「と、第62条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附則第2条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第3条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、平成28年3月31日までに、厚生労働省令で定める別段の申出を行った上で、同年4月1日から第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第48条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 39 号

生駒市建築審査会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成28年3月7日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市建築審査会条例の一部を改正する条例

生駒市建築審査会条例（平成6年3月生駒市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条中「組織」の次に「、委員の任期」を加える。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

議案第 40 号

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

生駒市病院事業の設置等に関する条例（平成 21 年 6 月生駒市条例第 23 号）
の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(15) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める診療科目

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 28 年 3 月 7 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市火災予防条例の一部を改正する条例

生駒市火災予防条例（昭和 37 年 3 月生駒市条例第 7 号）の一部を次のように
改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3（第3条、第18条関係）

種 類		入力	離隔距離(cm)					備考
			上方	側方	前方	後方		
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	200	300	200	注：浴槽との離隔距離は0cmとすろが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合には2cmとする。	
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	200	150		
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100		
		使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	200		
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	100		
	開放炉以外	使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100		50
		外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 （ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	15	15		15
		内がま	21kW以下 （ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下）	—	—	60		—
		外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 （ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	15		15
		外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下 （ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60		15
密閉式	室内設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 （ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	15	60	—	
		内がま	21kW以下 （ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	—	2	2	
	室外設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 （ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	—	2	注	
屋外用	密閉式	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下 （ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	60	15	15	15	
		内がま	21kW以下 （ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下）	—	—	—	—	

不燃	半密閉式	浴室内設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5注	—	4.5	
			内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては42kW以下	—	—	—	—	
		浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	—	4.5
			外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	—	4.5
	密閉式		内がま	21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	—	—	—	
			21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	2注	—	—	2	
	屋外用		21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	—	4.5	—	—	4.5	
			21kW以下	ふろ用以外のバーナーをもちものにあつては当該バーナーが70kW以下であって、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下	30	4.5	—	—	4.5	
	液体燃	不燃以外		39kW以下	39kW以下	60	15	15	15	
				39kW以下	39kW以下	50	5	—	5	

料	上記に分類されないもの	—	60	15	60	15	60	15		
温風暖房機	不燃以外・不燃	強制対流型	強制対流型	19kW以下	4.5	60	4.5	15	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	
			半密閉式・密閉式	60	4.5	60	4.5	15		
	液体燃料	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26kW以下	100	150	15	150		15
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kWを超え70kW以下	100	100	15	100		15
		強制対流型	強制排気型	26kW以下	100	150	15	150		150
			強制給排気型	26kW以下	60	100	10	100		10
	不燃	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70kW以下	80	—	5	—		5
			温風を全周方向に吹き出すもの	26kW以下	80	—	150	—		150
	密閉式	強制対流型	強制排気型	26kW以下	50	—	5	—		5
			強制給排気型	26kW以下	50	—	5	—		5
上記に分類されないもの		—	100	60	60	60	60	60		
厨房設備	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15	15	15	注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
			据置型レンジ	21kW以下	100	15	15	15	注	
不燃	開放式	組込型こんろ・グリドル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ	14kW以下	80	—	0	—	0	0	0

ボ イ ラ ー	上記に分類されないもの	んろ・グリル付こ んろ・グリドル付 こんろ	据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	注：熱対流方 向が一方向 に集中する 場合にあって は60cmと する。					
				—	250	200	300	200						
ボ イ ラ ー	上記に分類されないもの	の	使用温度が800℃以上のもの	—	150	100	200	100						
				—	100	50	100	50						
				開放式	40	4.5	4.5	4.5						
				半密閉式	15	4.5	4.5	4.5						
				12kWを超え42kW以下	—	15	15	15						
				12kW以下	—	4.5	4.5	4.5						
				42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5						
				42kW以下	60	15	15	15						
				42kW以下	15	15	15	15						
				7kW以下	30	4.5	—	4.5						
ボ イ ラ ー	上記に分類されないもの	の	使用温度が300℃以上800℃未満のもの	7kW以下	10	4.5	—	4.5						
				7kW以下	—	4.5	—	4.5						
				42kW以下	—	4.5	—	4.5						
				42kW以下	4.5	4.5	—	4.5						
				42kW以下	30	4.5	—	4.5						
				42kW以下	10	4.5	—	4.5						
				12kWを超え70kW以下	60	15	15	15						
				12kW以下	40	4.5	15	4.5						
				12kWを超え70kW以下	50	5	—	5						
				12kW以下	20	1.5	—	1.5						
ボ イ ラ ー	上記に分類されないもの	の	使用温度が300℃未満のもの	23kWを超える	120	45	150	45						
				23kW以下	120	30	100	30						
				7kW以下	30	60	100	4.5						
				19kW以下	60	4.5	4.5	4.5						
				7kW以下	15	15	80	4.5						
				19kW以下	60	4.5	4.5	4.5						
				ス ト ー ブ	上記に分類されないもの	の	壁掛け型、つり下げ型	壁掛け型		—	—	—	—	
								つり下げ型		—	—	—	—	
								開放式		—	—	—	—	
								半密閉式		—	—	—	—	
式・密閉式	—	—	—					—						
開放式	—	—	—					—						
半密閉式	—	—	—					—						
式・密閉式	—	—	—					—						
開放式	—	—	—					—						
半密閉式	—	—	—					—						

液体燃料以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	150	100	100	100	100
不燃	不半密閉式	自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	150	15	100	100	15
不燃			機器の全周から熱を放散するもの	39kW以下	120	100	—	—	100
			機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39kW以下	120	5	—	—	5
上記に分類されないもの									
乾燥設備	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	150	100	150
	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8kW以下	15	4.5	—	—	4.5
上記に分類されないもの									
簡易湯沸設備	不燃以外	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	瞬間型	フードを付けない場合	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	40	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	15	4.5	4.5	4.5	4.5
	半密閉式			12kW以下	—	4.5	4.5	4.5	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	密閉式	瞬間型	調理台型	12kW以下	—	0	—	—	0
	密閉式	瞬間型	壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	4.5
	屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	60	15	15	15	15
	屋外用		フードを付けない場合	12kW以下	15	15	15	15	15
	不燃	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7kW以下	30	4.5	—	—	4.5
	不燃	瞬間型	フードを付けない場合	7kW以下	10	4.5	—	—	4.5
	不燃	瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	—	4.5
	不燃	瞬間型	フードを付けない場合	12kW以下	10	4.5	—	—	4.5
	半密閉式			12kW以下	—	4.5	—	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型		12kW以下	—	4.5	—	—	4.5
	密閉式	瞬間型	調理台型	12kW以下	4.5	4.5	—	—	4.5
	密閉式	瞬間型	壁掛け型、据置型	12kW以下	—	0	—	—	0
	密閉式	瞬間型	壁掛け型、据置型	12kW以下	4.5	4.5	—	—	4.5

移動式ストーブ	給湯沸設備	液体燃料	屋外用	フードを付けない場合	12kW以下	30	4.5	—	4.5	注1：熱対流方向が一方方向に集中する場合は60cmとする。 注2：方向性を									
			不燃以外	フードを付ける場合	12kW以下	10	4.5	—	4.5										
			不燃	不燃以外	不燃	12kW以下	40	4.5	15		4.5								
					不燃	12kW以下	20	1.5	—		1.5								
					不燃	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	15		15	15							
					不燃	瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	15		15	15							
					不燃	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5		4.5	4.5							
					不燃	瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	0		—	0							
					不燃	壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5		4.5	4.5							
					不燃	屋外用	フードを付けない場合	60	15		15	15							
					不燃	瞬間型	フードを付ける場合	15	15		15	15							
		不燃			瞬間型	フードを付けない場合	60	15	15	15									
		液体燃料	不燃	不燃	瞬間型	フードを付ける場合	12kWを超え70kW以下	15	15	15	15								
													不燃	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	—	4.5	—	4.5
													不燃	瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	4.5	—	4.5
													不燃	常圧貯蔵型	12kWを超え42kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
													不燃	瞬間型	12kWを超え70kW以下	—	0	—	0
													不燃	壁掛け型、据置型	12kWを超え70kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
													不燃	屋外用	フードを付けない場合	30	4.5	—	4.5
													不燃	瞬間型	フードを付ける場合	10	4.5	—	4.5
													不燃	瞬間型	フードを付けない場合	30	4.5	—	4.5
													不燃	瞬間型	フードを付ける場合	10	4.5	—	4.5
													不燃	瞬間型	12kWを超え70kW以下	60	15	15	15
不燃	瞬間型												12kWを超え70kW以下	50	5	—	5		
移動式ストーブ	給湯沸設備	液体燃料	不燃	瞬間型	12kWを超え70kW以下	60	15	60	15										
											不燃	瞬間型	7kW以下	100	30	100	4.5		
											不燃	瞬間型	7kW以下	100	100	100	100		
移動式ストーブ	給湯沸設備	液体燃料	不燃	瞬間型	7kW以下	100	4.5	4.5	4.5										
											不燃	瞬間型	7kW以下	100	100	100	4.5		
											不燃	瞬間型	7kW以下	100	100	100	注1		
移動式ストーブ	給湯沸設備	液体燃料	不燃	瞬間型	7kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5										
											不燃	瞬間型	7kW以下	4.5	4.5	4.5	注1		
											不燃	瞬間型	7kW以下	4.5	4.5	4.5	注1		

燃	一が露出	全周放射型	7kW以下	80	80	80	有するもの にあつては1 00cmとする 。
		自然対流型	7kW以下	80	4.5 注1	4.5	
液体燃料以外	不開放式	強制対流型	7kW以下	4.5	4.5	4.5	
		放射型	7kW以下	100	50	100	
		自然対流型	7kWを超え12kW以下	150	100	100	
		7kW以下	100	50	50		
		強制対流型	12kW以下	100	15	100	
		放射型	温風を前方向に吹き出すもの	100	150	150	
不開放式	放射型	自然対流型	7kWを超え12kW以下	100	100	100	
		7kW以下	80	30	—		
		7kWを超え12kW以下	120	100	—		
		7kW以下	80	30	—		
不開放式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12kW以下	80	5	5	
		温風を全周方向に吹き出すもの	7kWを超え12kW以下	80	150	—	
固体燃料	不開放式	7kW以下	80	100	—	100	
		—	—	100	50	50	
調理用器具	不開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ(1口)	100	15	15	注：機器本体 上方の側方の 又は後方の 離隔距離を 示す。
			卓上型こんろ(2口以上)・ グリル付こんろ・グリド 付こんろ	100	15	15	
			卓上型グリル	100	15	15	
			卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	50	4.5	4.5	
		バーナーが隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	15	4.5	4.5	
			炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	30	10	10	
		バーナーが露出	圧力調理器(内容積10リットル以下)	30	10	10	
			卓上型こんろ(1口)	80	0	—	

燃	バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
		加熱部が隠ぺい	卓上型グリル	7kW以下	80	0	—	0	
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外	加熱部が開放	卓上型オープン・グリル(フードを付けない場合)	7kW以下	30	4.5	—	4.5
			加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル(フードを付ける場合)	7kW以下	10	4.5	—	4.5
			加熱部が開放	炊飯器(炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	15	4.5	—	4.5
			加熱部が隠ぺい	圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5
			加熱部が開放	圧力調理器(内容積10リットル以下)	—	15	4.5	—	4.5
電気	不燃	不燃以外	6kW以下	6kW以下	100	15	15	15	
			—	—	80	—	—	0	
電気	不燃	不燃	2kW以下	2kW以下	100	30	30	30	
			—	—	100	30	30	30	
電気調理用機器	不燃以外	不燃	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態に限る。)	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	—	20	—	20
					—	—	注1	—	注1
					—	—	10	—	10
					—	—	注2	—	注2
					100	2	2	2	2
					—	15	—	15	15
					—	注1	—	注1	注1
					—	10	—	10	10
					—	注2	—	注2	注2
100	2	2	2	2					
—	10	—	10	10					
—	注1	—	注1	注1					

注：温風の吹き出し方向はあっては60cmとする。

注1：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における発熱体の外周からの距離)を示す。

注2：機器本体

電 気			上方の側方又は後方の離隔距離(こ んろ部分が電 磁誘導加熱 式調理器に おける発熱 体の外周から の距離)を示 す。	注2	注2	注2	注2	注2
電	気	注2						
電 気 天 火	不燃	電氣こんろ、電氣レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こ んろ形態のものに限る。)	5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	注2	
			4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	—	10 注2	注2	
			5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	80	—	0 注1 注2	0 注2	
電 気 天 火	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあっては10cmとする。
			2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
			2kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口面にあっては10cmとする。
			2kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
			2kW以下	100	30	100	4.5	
			2kW以下	100	100	100	100	
			2kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
			2kW以下	80	15	—	4.5	
電 気 ス ト ー プ	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	80	80	80	80	
			2kW以下	80	0	—	0	
			2kW以下	80	4.5	4.5	4.5	
			2kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
電 気	不燃以外	食器乾燥器	1kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	

乾燥器	不燃	食器乾燥器	1kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面に排気口を有する機器にあつては0cmとする。 注2：排気口面にあつては4.5cmとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10kW以下	0	0	—	0	

備考

- 1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 42 号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年4月生駒市条例第2号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得する財産

所在地 生駒市高山町2657番外2,619筆

面積 1,324,718.74平方メートル

2 取得価格 340,000,000円

3 取得目的 関西文化学術研究都市高山地区第2工区用地

4 契約の相手方 大阪市城東区森之宮一丁目6番85号

独立行政法人都市再生機構西日本支社

理事・支社長 西村志郎

平成28年3月7日提出

生駒市長 小紫雅史

議案第 43 号

市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	桧木垣内線支線4号	辻町175番1先 辻町173番先	
2	山崎菜畑線支線6号	山崎町447番1先 山崎町448番9先	
3	山崎町第1歩行者道	山崎町456番1先 山崎町456番4先	
4	真弓南71号線	真弓1丁目4000番239先 真弓1丁目4000番242先	
5	山崎菜畑線支線7号	山崎町4番13先 山崎町6番6先	

平成28年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 44 号

市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止したいから、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、議会の議決を求める。

整理 番号	路 線 名	起 終	点 点
1	桧木垣内線支線4号	辻町175番1先 辻町172番3先	

平成28年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員の候補者に下記の者を推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 上 田 光 男

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 杉 田 要 三

生年月日 昭和●●年●月●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 辻 村 万 里 子

生年月日 昭和●●年●月●●日

住 所 生駒市●●●●●●●●●●

氏 名 甲 斐 聡 子

生年月日 昭和●●年●月●●日

平成28年3月7日提出

生駒市長 小 紫 雅 史